

daywark「一日農業バイト」の利用にあたり下記事項を厳守下さい。

～厳守事項～

【労災保険等の加入】

アプリの利用には労災保険又は労災保険に準ずる傷害共済等への加入をお願い致します。（傷害共済については、JA共済窓口へご相談下さい。）

【勤務時間】

勤務時間を明示し、予定を超えて作業を行う場合は、求人者（農家）と求職者（作業）の両者が合意のもで行う。

【休憩時間】・・・「労働基準法第34条」に沿って設定下さい。

- ① 労働時間が6時間以下の場合 0分以上
- ② 労働時間が6時間を超え8時間以下の場合 45分以上
- ③ 労働時間が8時間を超える場合 60分以上

※短時間の休息は労働時間に含まれ、給与が発生致します。

【賃金】・・・最低賃金の確認

時間額 849円（令和2年10月1日から適用）

【源泉税額】・・・日雇賃金の適応の確認（丙欄適応）

一の給与等の支払者から継続して2ヶ月を超えて給与等が支払われた場合には、その2ヶ月を超えた部分の期間につき支払われるものは、日雇賃金にむくまれません。〈令和3年度 源泉早見表（日額表） ～9300円 税額（丙）0円〉

～トラブル防止対策～（トラブル例）

【求人者モラル】

求人者からの一方的なキャンセルはトラブルにつながるので注意する。

【求人者と求職者との関係】

「パワハラ」となるような、求人者の仕事の指示の出し方、言葉遣いに注意する。

【賃金トラブル】

事前に求職者としっかりと同意確認すること。
特に交通費等の支給などの手当ての確認が必要。

雇用労働力を安定的に確保するために

1. 労災保険への加入について（労災保険法第3条）

1) 季節的労働者の雇用と労働保険への加入

個人経営（法人を除く）であっても農業は、常時5名以上（年間を通じて5名以上）の労働者を使用する場合、強制適用事業となる。（整備等に関する政令第17条）

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金
個人事業主	特別加入	加入不可	国保	国民年金
職員5人以上	強制加入	強制加入	任意加入	任意加入
職員5人未満	任意加入	任意加入	任意加入	任意加入
農事組合法人				
代表理事確定給与	特別加入	加入不可	強制加入	強制加入
代表理事従事分量	特別加入	加入不可	国保	国民年金
組合員確定給与	強制加入	強制加入	強制加入	強制加入
組合員従事分量	特別加入	加入不可	国保	国民年金
従業員	強制加入	強制加入	強制加入	強制加入

任意加入又は特別加入に区分される場合でも、万一の事故に備え、できるだけ加入手続きをすることが経営主の自衛手段としても望ましい。もし、加入せずに事故が起きた場合、事業主補償をしなければならない。（労働基準法第75条以下）

2) 労災保険の加入と労働者災害補償保険法（労働基準法第84条）

労災保険に加入していれば、労働者災害補償保険法が適用され、事業主補償の責を免れる。

2. 男女間の労働条件について

労働者が女性である事を理由に、賃金について男性と差をつけてはならない。但し、仕事の能力や仕事内容が異なっていれば、その個人間で給料が異なっても差し支えない。

3. 安全に配慮した労働環境づくり（労働安全衛生法59条）

季節的労働者を雇うとき、次のような作業上の注意点を教えなければならない。

- ① 作業により生じる恐れのある病気とその予防方法
- ② 作業中に怪我をしないための注意事項
- ③ 作業具の整理整頓
- ④ 事故が起きた場合の応急措置に関すること

なお、休業4日以上が発生した場合、最寄りの労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出しなければならない。（労働安全衛生規則97条）

4. 労働時間について（労働基準法 32・34・35・41 条）

農業で働く労働者には、法律上の労働時間の制限が設けられていないが、できるだけ次の点に留意することが重要となる。

- ① 1 日に労働時間は、8 時間までとする。（労働基準法 32 条）
- ② 1 日に 6 時間を越えて働かせる場合、45 分以上の休憩を、8 時間を越えて働かせる場合、1 時間以上の休憩を与える。（労働基準法 34 条）
- ③ 1 週間に 1 日は、休日設ける。（労働基準法第 35 条）

※ 労働基準法第 41 条により、農業は労働時間、休日、休憩等に関する規程が適用除外される。

5. 賃金の支払いについて（労働基準法 23・24・25・26・59 条）

- ① 賃金は、支払日を決め全額を通貨で労働者に直接支払わなければならない。
18 歳に満たない季節的労働者（高校生含む）を雇う場合でも、賃金の支払いは、同じく本人へ支払わなければならない。
- ② 農産物を給料の代わりにはできない。

6. 女性の雇用について（労働基準法 68 条）

女性の季節的労働者が生理のため働くことができない旨申し出たら、その時間は働かせることができない。

7. 年少者の雇用について（労働基準法 68 条）

18 歳未満の年少者を雇用する場合、年齢を証明することができる戸籍証明書（もしくは、住民票記載事項の証明書）を備えておかなければならない。
また、深夜（午後 10 時～午前 5 時）に働かせることは、原則として禁止であるが、農業においてはこの限りではない。